

平成29年度第3回南関町農業委員会会議録

平成29年6月12日(月)
午後1時30分開会
南関町役場第一会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
 - 1番 松 本 泰 典 君
 - 2番 荒 木 勝 治 君
5. 議 事
 - 第8号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第9号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
6. その他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(10名)

会長 松 本 公 正 君	副会長 竹 島 久 利 君
1番 松 本 泰 典 君	2番 荒 木 勝 治 君
3番 釘 崎 眞 貴 子 君	4番 矢 野 房 幸 君
5番 原 靖 君	6番 山 本 精 武 君
7番 荒 木 茂 君	8番 田 崎 芳 憲 君
9番 北 原 照 代 君	

四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 寺 本 藤 雄 君
書 記 上 田 賢 君

平成29年度第3回南関町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

1. 開会

○副会長（竹島 久利君） 時間がまいりましたので、第3回の農業委員会総会を開会します。礼。

○事務局長（寺本 藤雄君） では、始めていきたいと思います。本日は、委員皆様全員出席でありますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（寺本 藤雄君） それでは、農業委員憲章朗読を5番、原委員さん、よろしく願いいたします。

○5番（原 靖君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（松村 公正君） 改めまして、こんにちは。いよいよですね、田植えの季節になりましたが、なかなか雨が降らないってことですね、水をとるのも苦慮しているような状況でございます。1日も早くですね、雨が降りまして田植えが済みますようにですね、祈るばかりでございます。私と会長、局長ですね、29日、30、31の日に東京のほうに行ってまいりました。その中でですね、熊本県からは事務局長、会長81名、全国ではですね、1,800名だったそうでございます。その中でですね、農業・農村の持続発展と競争力強化に向けた政策の提案決議、また2号議案として新農地を生かした担い手を応援する全国運動サロンの更なる推進に關すること、3、情報活動の一層の強化の關する申し合わせ決議、また全国大会の実行運動計画ですね、会長の。そういうことですね、決議なされまして、その後ですね、県選出の国会議員の方が全員お見えになりましてですね、この旨をですね、要望書として提出しているわけでございます。恐らくこれは各県も同じだろうと思います。熊本県は熊本県の選出の議員に。坂本委員だけがですね、地元に戻っておられるちゅうことで来られなかったということで、あとは全員の方がですね、見えられました。それと2日目はですね、どこやったかな、岩手県かな。岩手県の北上市のですね、農業委員会を視察ということで新幹線で2時間ということでですね、

えらい東北はもう研修用の移動がおおごとでいうことをごさいます、ここはですね、昨年、私とかも一緒に、去年の4月だったですかね、なって、ここはですね、今農業員会主導でやっぱしとるような感じでした。答弁もですね、農業委員会の会長とかがですね、全部したというようなことをごさいます、また、その中でですね、ここはやはりどこも一緒に思うのが、推進委員さんとのなかなか連携がですね、ということでここはですね、地区会議もそこそこでですね、6区支部があって、地区会議をもまたそのなかで地区の代表者を決めて、代表者会議をやってですね、そしてこれは年に数回、そして全体会議をやって推進委員さんとですね、農業委員が連携がうまくいくようにやっているちゅうことをごさいました。私たちもですね、何かそういう手をですね、年に1、2回あたり全体会議をやっておりますがですね、推進委員さんとのですね、連携がうまくいくようにですね、考えなくてはいけないんじゃないかなと思って帰ってきたところをごさいます。そういうことをごさいます、やはりどこもですね、今年度7月はほとんど半数近くがですね、この移行というになるということをごさいますね、やはり試行錯誤と言いますか、往生しているようをごさいます。長洲あたりがですね、なかなか農業委員さんが決まらなくて、成り手がなかってというような状況をごさいます、荒尾のほうはですね、大体決まったそうをごさいます。そういうことですね、今私のところもですね、手本になるようにですね、頑張っていきたいと思いますので今後ともよろしくお願いたします。

それではですね、早速入りたいと思います。よろしくお願しときます。

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以後の議事の進行は、松村会長をお願いします。

携帯電話につきましては、電源を切られるか、マナーモードにお願いいたします。それでは、会長、お願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（松村 公正君） それでは、議事に入りたいと思います。

まず、議事録署名人の指名をいたします。今回は、議事録署名人として1番、松本委員、2番、荒木委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（松村 公正君） それでは、早速議事に入りたいと思います。

第8号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とい

たします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、農地法3条第1項の規定による農地の許可申請についてご説明いたします。

1番、受付日、平成29年5月15日、申請番号27号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、売買による所有権移転です。

2番、受付日、平成29年5月17日、申請番号28号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりとなり、収用による代替地で所有権移転となります。

3番、受付日、平成29年5月25日、申請番号32号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりとなり、売買による所有権移転です。

4番、受付日、平成29年5月25日、申請番号34号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりとなり、売買による所有権移転です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

第8号議案は、農地法第3条1項の規定に基づく許可申請4件でございます。

ただいまの説明に関連し、現地調査に出向されました委員様よりの補足説明をお願いしたいと思います。

まず、原委員、私、2番の荒木委員、8番の田崎委員の順をお願いいたします。

原委員、お願いいたします。

○5番（原 靖君） はい。6月5日、先週の月曜日ですけども、事務局と中河原さんと私と3人で現地に出向きました。

ここは、今現在〇〇〇さんが耕作されておまして、それを買上げるということです。圃場整備もきれいにできておりますので、そのまま利用するような形ですね。何も問題ないと思いますので、審議のほうよろしくをお願いいたします。

○議長（松村 公正君） それでは、私のほうから。2番のですね、件でございますが、町道拡張によるですね、残留地でございます、1.3㎡ということで、狭い面積でございますが、この買受人のところがですね、横が自分のところということでですね、引き受けてもらったような状況でございます、何ら問題はないと思います。よろしく願いしときます。

続きまして、荒木委員、2番。

○2番（荒木 勝治君） はい、2番、荒木です。6月2日の日に〇〇〇の推進委員さんと役場の方3名で行ってまいりました。

場所はですね、地図を見てもらうといいんですが、〇〇〇方面から行って、〇〇〇があるんですけど、ちょっと左側の県道ですね、〇〇〇から入ってですね、橋が

あって2、30m行くでしょうかね。それを左に入ったところ。これは〇〇〇に通じたところですよ。入ってからが40mぐらいのところですね。今までは隣の人が耕作をして、家庭菜園とか作っておられたそうです。一応問題はないと思います。審議よろしくをお願いします。

○議長（松村 公正君） 続きまして、8番、田崎委員お願いいたします。

○8番（田崎 芳憲君） 説明いたします。

場所はですね、〇〇〇か下った右手がですね、ちょっと〇〇〇の〇〇〇という場所です。そこはですね、未耕作地が結構ありますけれども、この下に切れとる部分に見えているところがですね、この買われる方のお兄さんの土地でですね、お兄さんと確認したところ、上のほうが竹が入って、〇〇〇でですね、一応ここまでは自分がここは何枚かあったとこをせまちだおしたていうんですかね、それをやっておられて、この上の方まで自分で耕作できるようにせまちだおしをしたいということで相談されています。耕作放棄地の解消になると思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

事務局、委員さんの説明が終わりました。この件につきまして何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

ちょっとよかですか、私のほうから。

この今の田崎さんの説明の中で、これは荒れ山たいね。先ほどやっとなるて思いますが、そういうとの対象になるかね。どげんかね。5万円。これは〇〇〇やろ。

○事務局（上田 賢君） 対象になるにはですね、農業区域内もしくは農業地区域に隣接している必要がありますので。

○議長（松村 公正君） あそこは農振地じゃなかつかね、どがんかね。

（複数の声）

○議長（松村 公正君） 耕作地に隣接しとるならばってん。

○事務局（上田 賢君） 県事業のほうだと隣接しておけばオッケーのような形にはなっているんですけど、ちょっとそこは対象になるかをどうかちょっと確認をする必要があると思います。

○議長（松村 公正君） そうなったら、確認してなるだけなら取ってやるごつすつとだけんが。どっちみち開きなはるなら機械の変わりなつた、油の変わりなつとなるけん。

○事務局（上田 賢君） そうですね。じゃそれはちょっとまたお調べして、買われる方に情報の提供をしたいと思います。そのときは田崎委員のほうにも一言ご説明をいたします。

(複数の声)

○議長(松村 公正君) 山なら農業委員会に出さんでよかばってんがたい。

(複数の声)

○議長(松村 公正君) ほかに何かございませんでしょうか。

ないようでございますので、採決に入りたいと思います。

第8号議案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(ありませんの声)

○議長(松村 公正君) はい、ありがとうございます。

異議なしと認め、8号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第9号議案、「農地法第5条1項の規定に基づく許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局(上田 賢君) はい、第9号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番、権利の種類は所有権移転、受付日、平成29年5月25日、申請番号34号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりです。転用の目的は、個人住宅の建設です。

2番、権利の種類は賃借権の設定、受付日、平成29年5月25日、申請番号40号、貸渡人、借受人、土地の所在等は記載のとおりです。転用の目的は、太陽光発電施設です。

3番から10番は同一の事業に関する申請になります。

3番、権利の種類は賃借権の設定、4番から10番は所有権の移転、受付日、平成29年5月25日、申請番号35号、申請人、土地の所在地等は記載のとおりで、転用の目的は、老人福祉施設の建設、転用面積は7,016㎡です。

事務局からの説明は以上です。

○議長(松村 公正君) はい、ありがとうございます。

第9号議案は、農地法第5条1項の規定に基づく許可申請4件でございます。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向されました委員様よりの補足説明をお願いいたします。

まず、荒木委員、それで私、5番の原委員の順番をお願いいたします。よろしくお願ひします。荒木委員。

○2番(荒木 勝治君) はい、2番荒木です。さっきご説明しましたところの分筆みたいな感じなんです。地図は反対に向けるとわかるんです。道路側がですね、北側にありますかね。そしてこう向けると田んぼ何かの耕作地は南側ですけど、家との

間に支障とかは無いと思います。家庭排水とかあればですね、道路反対側というか、左側に側溝が通っておりました。大体そこに通すっていう計画らしいです。簡単な説明ですけど審議よろしくをお願いします。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

2番の松村ですが、ここはですね、自宅のすぐ横でございまして、今年からですね、農業を辞めるということですね、全体的にですね、辞められたようございまして、まず山際ですね、東側には山際で横もですね、ずっと大体田んぼでございまして、荒地になっておりましたですね、下のほうも柿、片一方はですね、荒地地ということですね、何ら問題ないかと思えます。よろしくお願ひしときます。

○5番（原 靖君） 5番、原です。見ていただくとわかりますが、老人ホームの建設予定地ですが、場所はわかりますよね。〇〇〇のほうの信号のほうに行ったほうの上ですね、わかりますよね。高速道路のガード下の手前。現地に行きまして、今現在は耕作されてるところもありますが、ほとんどが耕作されてません。メインで建物が建つところは特に雑木林の低木のようなものが植わっているような状態で草刈りもできてない状態でした。排水のほうはほとんどが売買は村の方、区の方たちがほとんどで、排水のほうもちゃんと承諾が取れているみたいですので、何ら問題ないと思えます。審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

事務局、委員の説明が終わりました。この件につきましてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○5番（原 靖君） 5番、原です。

2番の賃借、太陽光発電の賃借権は何年ぐらいのことですか。

○事務局（上田 賢君） こちらはですね、30年でされております。

○6番（山本 精武君） この人は今から申請されるとですか。もう電力会社と契約をされてる。

○議長（松村 公正君） これは賃借、貸すて。

○5番（原 靖君） 土地ば貸しなはっとでしよ。

○6番（山本 精武君） 貸しなはっと。

○議長（松村 公正君） 自分ですっとやなかて。話よつたら今はパネルが安なつたけんな、どうにか。私も聞いたんですたい。今からの申請で間に合いますかていうことで。

○6番（山本 精武君） 例えばですたい、買ってさられた方ね、もう2年ぐらい前に契約されとって、される人とかいろいろあるじゃないですか。そういうのがなかなかただ申請だけで幽霊なのがいっぱいあって、九電がクレーム付けとるですたいね、

何年前。そういう人の場合は今からされるんですか。

○議長（松村 公正君） 去年まで百姓するて、百姓しよらしたのにポスト、私よりも三つ上だけん、78かな。辞めるて言うてから。高台で日当たりはよかったいな。あそこの〇〇〇から左さんに上ったところの横です。

（複数の声）

○議長（松村 公正君） ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

○1番（松本 泰典君） 1番の松本です。3番から10番まで。これは開発許可いら
ないですか。

○事務局（上田 賢君） 開発許可はですね、いらぬです。1万㎡を超えてませんの
で。

○1番（松本 泰典君） これは町の誘致企業ですか。

○事務局（上田 賢君） いいえ。誘致企業ではないんですけれども、3年に1回です
ね、福祉の関係の計画を立てることがあります。今第6次の計画が動いとして、2
7、28、29の3か年間の計画になっておりまして、その計画の中にこの老人福
祉施設を建設するというのがありまして、県のほうからの事業の採択を受けてる案
件になります。誘致の企業というわけではないです。

○1番（松本 泰典君） はい、結構です。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんか。

ないようでございますので、採決に入りたいと思います。

第9号議案について原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第9号議案は原案のとおり許可相当である、
意見決定いたしました。

-----○-----

6. その他

○議長（松村 公正君） 続きまして、その他の説明事項、事務局よりお願いいたしま
す。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明を申し上げます。

まずですね、こちらの農作業標準労働賃金のほうをご覧くださいと思います。
こちらに関してですが、昨年ですね、すみません、下のところが表記間違っており
ますけれども、最低労働賃金のほうはですね、再度改正がありまして、1時間あた
り715円になりました。元々694円だったんですけれども。そちらのほうは改
正になりましたので、一般農作業の部分はですね、5,720円に変更しておりま

す。そして、今後ですね、最低賃金のほうの変更があるたびに、これの内容の見直しをこういった形でなくていいようにですね、1番下のところの表記にですね、最低賃金が改定され、作業賃金が最低賃金を下回る場合は最低賃金の額に読みかえるものとしますという表記を入れております。こちらでまた今後ですね、最低賃金の改定があって、例えば720円になった場合には、その変更したかける8時間という形ですね、読みかえるような形で行わせていただきたいと思います。これが一つ目が以上です。

○議長（松村 公正君） このもみすりたいね、1グラムあたり600円てのは1俵600円じゃ、どがんや。

○6番（山本 精武君） 60キロあたりでしょ。
(複数の声)

○事務局（上田 賢君） 60キロあたりです。

○議長（松村 公正君） 60キロあたりですね。1俵600円ていうこつか。

○事務局（上田 賢君） そうですね。

ほかには何か。よろしいですかね。

○副会長（竹島 久利君） 乾燥の1,100円と500円だったかな。

○事務局（上田 賢君） よろしいでしょうか。

○・番（・・・君） 結構です。

○事務局（上田 賢君） そうしたら次にですね、今A4の縦のやつをお渡ししているかと思えます。こちらなんですけども、昨年ですね、6月の総会のときにご説明は申し上げたんですけども、毎年ですね、年に1回農業委員会ですね、活動の実績と、それと今年度の計画のほうを公表するようになっております。昨年度と変わってるところはセンサスのですね、ほうが2015年に行われまして、その分が公表されましたので、1番上の例えば多分28年度版だけですね、経営耕地面積のところと次の農家の戸数等のところですね、まず変更になっております。これが2015年のセンサスに基づいて記載をしております。それとあとは29年度のほうはですね、順番が違うんですけど1番上の農家のところと2番目の農地の面積等のところの経営耕地面積のほうが2015年のセンサスのほうに該当になっております。あとはですね、昨年度の実績としての集積面積とか遊休農地の解消と今年度の目標の数値を入れておりますので、こちらご覧になっただけだと思います。

以上、その他のところの項目は以上です。

○議長（松村 公正君） その他の説明が終わりましたが、何かこの件につきましてご質問、ほかの全般的なことでもようございますので。

- 5番（原 靖君） 様式1と様式2の同じ数字ですね。数値違ってるんですか。
- 事務局（上田 賢君） いいえ、それぞれ目標と実績の数値でですね、それぞれ29年の3月31日現在をしておりますので、1ページ目の数字は全部同じになってるかなと思います。2ページ目以降が様式1のほうは今年度の目標で、様式2のほうは昨年度の実績のほうを記載しております。
- 5番（原 靖君） 集積率でいくと28年度8%、29年は14%となっておりますね。
- 事務局（上田 賢君） こちらはですね、まず集積面積のほうで、積み上げをしたところ、今年度の賃借権の設定とかですね、売買等により担い手の方に集積したというのがありますし、新規就農者に認定された方とかにですね、面積が増えているのがありますけれども、合わせてですね、管内の農地面積のところ、これは耕地及び作付面積統計に基づいて、数字を記入するんですけどもこの分の面積が減っていると。分母が減っているんで増えていっている、集積率が上がっているという、両方の結果によって上がるような結果になっております。
- 議長（松村 公正君） 今、国会で論議されよつとの登記の未登記の分ですたいね。この分がやっぱかなりあつとですよ、南関ばっかじゃなかです。どこも一緒だろう。
- 5番（原 靖君） 特に中山間地。田舎になるほどしてなか。
- 議長（松村 公正君） そういうことで今度は代表者の権限ていうか、その人の印鑑もらうとよかごたふうな法の改正になるけん。そがんなればですね、集積もかなりでくつと思つてんが、今は全体的印鑑もらったり何だりせやんもんですけん、その集積が進まんわけですよ。そうするとやるて言うなら貸さんかなていうと、それで今まで済みよつたばつてんがですね、そのあたりがやっぱするけん、やっぱ早めにしてもらつて、そういうこともこの間会長会議んときも出たつですよ。
- 5番（原 靖君） 資産価値がないから登記せんとですよ。相続せんとですよ。そのままほつとらかすですもんね。山ん中とか。
- 議長（松村 公正君） そして場所でん知らんところが多かもん。畑じゃろうか、山じゃろうか、わからんようになって息子とか知らんところへ届けとるけん。
- 事務局（上田 賢君） あとは地域性と言いますかですね、先週の水曜日だったか、火曜日かの熊日の3面ぐらいにですね、日本全国の相続未登記の農地関係の調査のやつが、実績ていうかあれが載つてたんですけども、関西から西は20%以上のところがほとんどなんですけども、そこから東のほうは結構未相続度は10%から20%ぐらいということで、地図で色分けされるとはつきり分かれてます。なのでその辺の何て言いますか、地域性ていうか、というのもちよつとあるのかなと。もし家で熊日を取つてらっしゃるところがあれば、先週の火曜日か水曜日だったと思

います。ご覧いただければと思います。

○議長（松村 公正君） ほかに何かございませんでしょうか。

どうぞ。

○副会長（竹島 久利君） ちょっと私のほうから。ちょっと今の耕作放棄地の再生しようということで、この事業はいつからしかかるのですか。というのはですね、耕作放棄地じゃなく昨年まで小作していた田んぼを今年からもう止めようということで、止めるから借りてくれちゅう話がきてるわけですよ。だけどその土地に行ってみたらとてもその今までの状態じゃちょっと田んぼは作れんような状態になつとるわけ。木とかいろいろイノシシ対策もせなんいかんし、そういうことでやっぱりだいたいぶそれをするために、だいたいぶ費用が掛かるわけですよ。ユンボ借りてきて排水も掘らんと、水が田んぼ場から入って深田になってしもとる。だけんそういうことでいろいろその経費が掛かるもんで、今チラシを見てたら再生作業するならばいいなと思てちょっときたんだけど、これ申請していつ頃からできるのか。また確実にちゃんと5万くるのか、そういうとこをちょっとよかですか。

○事務局（上田 賢君） こちらについてはですね、私も先日チラシを県のほうからもらったばかりで、すいません、内容のほうの詳しい確認とかまでちょっと至っておりませんので、ご要望があるということであればですね、農政系のほうが主管になるかと思しますので、そちらのほうから資料を取り寄せてもらってですね、内容の説明等をさせていただきたいと思っております。具体的なところはまた竹島委員のほうにご連絡をさせていただきたいと思っております。またもうちょっと詳しい資料等をですね、また委員さんのほうにもお配りをさせていただければと思います。

○副会長（竹島 久利君） どうせですね、今年はまだ田植えできんからちかかるとももう田植え後ですね。来年の田植えまでに何とかしなくちゃいかんと思て、面積が5反近くあるわけですよ。1枚に。それを何とかその生かさなんいかんというこことで、借りてしてくれんですかちゅう話がきたもんで、私もただじゃ。

○6番（山本 精武君） どこな。

○副会長（竹島 久利君） ○○○の山ん中。

○6番（山本 精武君） 1枚でもよかもんなあつと。

○副会長（竹島 久利君） 4反かな。

○6番（山本 精武君） 区画整理してあるわけ。

○副会長（竹島 久利君） 区画整理じゃなくて1枚なつとる。

○6番（山本 精武君） 1枚じゃなくて、区画整理してなくてそがんなつとるのがあつと。

○副会長（竹島 久利君） 高速道路とかの関係であれ広がったんじゃないかな。

- 議長（松村 公正君） この間重機でん入れたら10万円上がってしゃが2分の1だけん、重機の変わったり何でんするけん、5万円、15万なら7万5,000円ならくるちゅうことだけん。
- 副会長（竹島 久利君） たとえ重機入れんならとてもちよつと。
- 6番（山本 精武君） あなたが頑張るつもり。
- 副会長（竹島 久利君） 地権者が一生懸命してくれて言わすもんだけん。
- 議長（松村 公正君） 頑張ってもらわんと〇〇〇が荒れてしまいよところや。
- 6番（山本 精武君） 私よりも一つ年上で頑張ってもらわんと。
- 議長（松村 公正君） 豊永を救ってやらんと。
- 副会長（竹島 久利君） だけんそういう費用が出ればな、しかかってみようかなと思うけど、ちょっと面積があるもんで。
- 議長（松村 公正君） 県事業で何か今度は排水対策とか何とかいろいろ取り上げたじゃん。あれは15万出るげなよ。
- 副会長（竹島 久利君） 反当。
- 議長（松村 公正君） 反当が。
- 副会長（竹島 久利君） あれ7万じゃなかった。
- 議長（松村 公正君） なんの、町がつたい。県事業か何かで。今年度か何か。中山間地の事業で出とるごたっけん。
- 副会長（竹島 久利君） ちょっと調べてみて、どっちかの対策せなんいかんだろうと思います。もったいないもんでな。
- 議長（松村 公正君） 余談になるようばってん、この間ちょっと話があったが、どっか荒地ば農業委員会でも、一つでもしてみようかねて話をしよったとこですたい。どっか荒地ば、かぼちゃ何か作るのはそがん手はいらんけん。
- 副会長（竹島 久利君） この前事前会議で会長と事務局と3人で話したとこで、荒地をね、たとえ1反なら1反でも耕作できれば農業委員、推進委員みんな出て、伐採して、耕起してかぼちゃでも作ろうかちゅう案を出しとるわけですよ。だけん皆ちよつと忙しかろうばってんが。ちょっとそういう型を見せればね、耕作耕地を起こして南関町もやってるですよていうことば型を見せんことには、ただ放棄地ばっか見つけてきよったちゃ先進まんもんで。よければ面積はともかくとして、1反なら1反、そこあたりをちよつと皆さんでかぼちゃか何か作ればいいなていう話をしよったわけですよ。
- 3番（釘崎 眞貴子君） それは私たちの女性の農業委員さんも2人いますけど、北原さんと前から話してたんですよ。何か女性2人でできることはないだろうかていうことで。

- 副会長（竹島 久利君） それはね、女性じゃなくて、面積が1反でもどこでも構いはせんけど、とりあえず皆でやろうちゅうことで。
- 3番（釘崎 眞貴子君） だから女性だけで私たちだけでは何にもできないから、どうしても男性の農業委員さんのお世話にならないとできんからていうことで、話を計画を実現ははしませんでしたけども、なんか学校の子どもたちに給食にでもお手伝いできるような作物でも作ってできたらいいなて、耕作放棄地を借用してできないだろうかていう話はずっとしてたんですけども、女性だけでは何にもできんもんですからね。
- 副会長（竹島 久利君） 便利が悪かといかれんし。
- 議長（松村 公正君） 今年は難しかけん、来年度はですね、そういうことでもですね、考えていかるっごつ、そして収穫の際には、子ども、保育園か小学生か呼んでしたり、その中でですね、すつとしゃが子どもたちにも農業の楽しさばわかってもらうためにはですね、小学校は小学校でやりよるばってんがですね。
- 副会長（竹島 久利君） とにかく今年の暮れでもいいし、苗を植えるような時期なったら、とにかく1回みんなで作ってみろうていうことで、そのときは推進委員さんをお願いして。
- 議長（松村 公正君） ほかにございませんか。
忙しい時期でございますのでですね。
- 9番（北原 照代君） 何でもいいですか。
この面、農地利用を調査ばして、農地管理公社に、農地を貸しますていう手続きをして、その返事が返ってきとるわけですよ。それは適合されてればそれでもう契約できるけれども、適合しなかった場合、どう説明したらよかですか。何か農業委員会とかJAに相談しなさいとか、書いてあると、そのままですか。
- 事務局（上田 賢君） 一応中間管理機構の借受けの基準には達しなかったということで、あとはもう、管理のほうは当然ご本人さんでしていただくしかないんですけども、あと借りられる方がほかにいらっしゃればですね、いいんですけど。
- 9番（北原 照代君） 借りられる実際があればね。
- 事務局（上田 賢君） 悩ましかつですたい、正直。
- 9番（北原 照代君） このままですとね。税金はどがんなつとですか。
- 事務局（上田 賢君） とりあえず税金が、特例のあれで上がるということはまずはないんですけども、ただ管理はやっぱぴしゃつととしてもらわんといかんていうふうにつながっていきます。
- 9番（北原 照代君） してもらわんとでけんもんね。
- 議長（松村 公正君） 中間管理機構が仕事するじゃなかもんですけん、あくまでも

言うならば第3者を見つけてくれちゅうことですもんね。便利よかところなら誰でも作る、俺が作るてなるばってんが、ちょっとしたところはですね。そういうところがやっぱ今後荒れ地になってくっと思いたい。

○9番（北原 照代君） 結構荒れとるとば申請しとるわけだけんね。だけん元々できない農地ですよ。意味がなかったのかな。

（複数の声）

○9番（北原 照代君） 県からね、話出たけど、全然進んどらんもんね。

（複数の声）

○議長（松村 公正君） ほかにございませんか。

○5番（原 靖君） いいですか。

○議長（松村 公正君） どうぞ。

○5番（原 靖君） 中間管理機構の話ですけど、中間管理機構で借りるじゃないですか、農地を。基盤整備をしとらんとところが借りてもらうと、もちろん借り手があるての話でしょうけど、今3ha、その都度、基盤整備するんでしょ。違うんですか。管理機構が1回全部借り入れる。基盤整備して耕作する人に貸すていうのはあるんでしょか。

○議長（松村 公正君） まだそこまでいっとらんとやろ。そういうやつは。

○5番（原 靖君） 多分今年度はいっとじゃなかですか。

○事務局（上田 賢君） あるみたいですけど、私はちょっと内容、細かいところは。

○5番（原 靖君） じゃ調べてください。

○事務局（上田 賢君） ただ結果的に、相続人とか絡むなら、全部の印鑑ばもらわなんとかていう話も言いよなったです。

○6番（山本 精武君） それはハンコはもらわんな。

○事務局（上田 賢君） 結果的に何か、中間管理機構が借り受けたところは所有者の同意を得ずに印鑑の、すいません、基盤整備ばするのせんの話があったみたいですけど、多分全員の印鑑ば結果的にはもらわなごつなつとていう話はちょっと。

○5番（原 靖君） その3haていう基準ば、中山間地のとこだけは1haか1.5haに縮小するていう話が出てるていうことをこの間法人協会の総会のとてにお聞きしたつばってんが。まだ決まてはいないていうこと。そしたら1.5haだつたら、買わんでも使えるのかて。

○議長（松村 公正君） そのあたりがさっき言うた、その相続関係になるけん、そっちがクリアできればよかけん、私んときもとうとう登記のできんけんて言うてから、かたらせんとこもあつとですたい。そこはそういうところもですね、代表者で家におんなる人とか、印鑑でよかならばもうできるしですね。

- 5番（原 靖君） うちのほうのは3ha必要ならなかなか厳しかとですよ。
- 議長（松村 公正君） どこもそがんですたい。山付きになっとそげんなもんじゃ。そうすつと、それは恐らく、ただででくることになつとだろ。個人負担もなし。
- 5番（原 靖君） 費用はほとんどいらずにできるし。
- 副会長（竹島 久利君） 原さん、○○○ほうの圃場整備はどがんなつとですか。
- 5番（原 靖君） それは逆に僕が聞きたい。どがんなつとでしようかて。ボーリング調査はあったみたいですけども、そのあとどうなつたんでしよう。
- 議長（松村 公正君） あとは地元が何て言うかたい。かたるかたらんのあるもんだけん。

（複数の声）

- 事務局（上田 賢君） わからんです。
- 議長（松村 公正君） 100haて言わすけどどこがどがんなつとるか、ここらあたりば聞いとかなんな。全体的に。
- 副会長（竹島 久利君） 南関町だけではなかばってん。
- 議長（松村 公正君） それではないようでございますので、お諮りいたします。
- 本日の決議議案中の字句の整理を議長に一任していただきたいと思いますが、異議ありませんか。

（はいの声）

- 議長（松村 公正君） ありがとうございます。
- 異議なしと認め、することにいたします。
- 皆さん慎重審議をいただきありがとうございます。お忙しい中ですね、早速帰って頑張っていたきたいと思ひます。どうもご苦勞さんでございました。
- 事務局長（寺本 藤雄君） では、閉会を副会長、お願いいたします。

（複数の声）

-----○-----

7. 閉 会

- 副会長（竹島 久利君） 起立。これをもちまして第3回の農業委員会総会を閉会します。礼。

-----○-----

閉会 午後2時18分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人